

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

目 次

1 . 事業者に対する激変緩和措置	
事業運営円滑化事業	2
通所サービス利用促進事業	10
2 . 新法への移行等のための緊急的な経過措置	
(1) 新法に移行するまでの経過的な支援	
小規模作業所緊急支援事業	12
デイサービス事業等緊急移行支援事業	14
(2) 新法への移行のための支援	
障害者自立支援基盤整備事業	16
移行等支援事業	18
地域移行・就労支援推進強化事業	19
(3) 制度改正に伴う緊急的な支援	
相談支援体制整備特別支援事業	25
障害児を育てる地域の支援体制整備事業	27
障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	28
就労意欲促進事業	29
その他法施行に伴い緊急に必要な事業	30

1 事業者に対する激変緩和措置

① 事業運営円滑化事業

1 事業の目的

報酬の日払い方式の導入に即座に対応することが困難な事業所については、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する「激変緩和加算」を位置付けているところであるが、さらに月払いによる報酬額の90%を保障するとともに、新体系へ移行した場合についても、従前の報酬単価の90%を保障し、事業所のより一層の安定的な運営を確保することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（都道府県等）

(2) 事業の内容

旧体系における激変緩和措置

次に掲げる施設について、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する激変緩和加算の保障額を90%まで引き上げた場合に、当該激変緩和加算による加算額との差額について助成する。

- ・ 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は障害児施設（各入所施設の通所部を含む。）

新体系移行時における激変緩和措置

次のアに掲げる施設が次のイのいずれかの事業に転換した場合に、新体系へ移行後の平均単価が、新体系へ移行した月の前月の旧体系における平均単価の90%を下回る場合に、その差額を助成する。

ア 旧身体障害者更生施設、旧身体障害者療護施設、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通勤寮、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は障害児施設（各入所施設の通所部を含む。）

イ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援又は障害者支援施設

(3) 補助単価

(2) の 場合

月払いの報酬額の90%を保障するとした場合の加算額 - 激変緩和加算(月払いの80%)による加算額

(2) の 場合

{ (旧体系における平均単価 × 90%) - (新体系における平均単価) } × 延べ利用者数
詳細な算定方法については、別紙のとおりとする。

3 補助割合 1 / 2

4 実施年度 19年度 ~ 20年度

5 その他

利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

(別紙1) 旧体系の激変緩和措置の助成額の算定方法

(1) 激変緩和加算の対象となる事業所の場合

通所による授産施設支援

激変緩和加算 (給付費による80%保障)	・・・ 加算算定基準単位数(B) - 実利用延べ日数に係る単位数(A)
助成額 (90%保障)	・・・ 助成算定基準単位数(C) - 加算算定基準単位数(B)

実利用延べ日数に係る単位数(A)・・・	$\left\{ \begin{array}{l} 1月間の身体障害者の利用日数の合計数 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 1月間の知的障害者の利用日数の合計数 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 1月間の精神障害者の利用日数の合計数 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right.$	
加算算定基準単位数(B)・・・	$\left\{ \begin{array}{l} 平成18年3月の身体障害者の利用者数 \times 22日 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の知的障害者の利用者数 \times 22日 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の精神障害者の利用者数 \times 22日 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right. \times 80\%$	
助成算定基準単位数(C)・・・	$\left\{ \begin{array}{l} 平成18年3月の身体障害者の利用者数 \times 22日 \times 身体障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の知的障害者の利用者数 \times 22日 \times 知的障害者に係る 区分Aの所定単位数 \\ 平成18年3月の精神障害者の利用者数 \times 22日 \times 精神障害者に係る 所定単位数 \end{array} \right. \times 90\%$	

知的障害者通所授産施設(30人規模、身体障害者5名・知的障害者25名)の場合の例

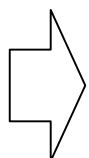
当該月利用分

	利用日数の合計数	所定単位数	当該月の利用日数に係る単位数
身体障害者	80(人/日)	543単位	43,440単位
知的障害者	440(人/日)	601単位	264,440単位
実利用延べ日数に係る単位数(A)			307,880単位

平成18年3月利用分

	利用者数		所定単位数	平成18年3月の利用者数に係る単位数
身体障害者	5(人)	×22日	543単位	59,730単位
知的障害者	25(人)	×22日	601単位	330,550単位
合計()				390,280単位
加算算定基準単位数(B)(×80%)				312,224単位
助成算定基準単位数(C)(×90%)				351,252単位

加算額及び助成額



激変緩和加算・・・312,224(B) - 307,880(A) = 4,344単位

助成額・・・・・・・・351,252(C) - 312,224(B) = 39,028単位

通所による授産施設支援以外の指定旧法施設支援

激変緩和加算 (給付費による80%保障)	・・・ (加算算定基準数 (B) - 実利用延べ日数 (A)) × 区分Aの所定単位数
助成額 (90%保障)	・・・ (助成算定基準数 (C) - 加算算定基準数 (B)) × 区分Aの所定単位数

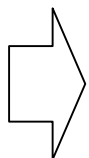
実利用延べ日数 (A) …… 1月間の入所者の利用日数の合計数 (人日)

加算算定基準数 (B) …… 平成18年3月の実利用者数 (人) × $\left\{ \begin{array}{l} 30.4日 (入所の場合) \\ 22日 (通所の場合) \end{array} \right\} \times 80\%$

助成算定基準数 (C) …… 平成18年3月の実利用者数 (人) × $\left\{ \begin{array}{l} 30.4日 (入所の場合) \\ 22日 (通所の場合) \end{array} \right\} \times 90\%$

知的障害者通所更生施設 (30人規模) の場合の例

実利用延べ日数 (A)	500 (人/日)	
平成18年3月の実利用者数	29 (人)	
加算算定基準数 (B)	$29 \times 22日 \times 80\%$	510 (人/日)
助成算定基準数 (C)	$29 \times 22日 \times 90\%$	574 (人/日)



激変緩和加算 …… (510 (B) - 500 (A)) × 700 単位 = 7,000 単位

助成額 …… (574 (C) - 510 (B)) × 700 単位 = 44,800 単位

(2) 激変緩和加算の対象とならない事業所の場合

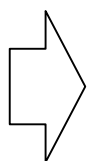
助成額 …… (助成算定基準数 (B) - 実利用延べ日数 (A)) × 区分 A の所定単位数

実利用延べ日数 (A) …… 1 月間の入所者の利用日数の合計数 (人日)

助成算定基準数 (B) …… 平成 18 年 3 月の実利用者数 (人) × $\left\{ \begin{array}{l} 30.4 \text{ 日 (入所の場合)} \\ 22 \text{ 日 (通所の場合)} \end{array} \right\} \times 90\%$

知的障害者通所更生施設 (30 人規模) の場合の例

実利用延べ日数 (A)	560 (人 / 日)
平成 18 年 3 月の実利用者数	29 (人)
助成算定基準数 (B)	$29 \times 22 \text{ 日} \times 90\%$ 574 (人 / 日)



助成額 …… (574 (B) - 560 (A)) × 700 単位 = 9,800 単位

(別紙2) 新体系移行時の激変緩和措置の助成額の算定方法

(1) 新体系へ移行した月の前月1月間(旧体系)の平均単価の90%を算定。

身体障害者通所授産施設(30人規模、丙地、1月間の各週の利用日数が変わらない場合)の例

	区分	単価	月	火	水	木	金	総費用
Aさん	A	543単位						27,150円
Bさん	A	543単位						21,720円
Cさん	B	519単位						15,570円
合計			12人(延べ利用者数)					64,440円
平均単価(合計単位数÷延べ利用者数)								5,370円
平均単価の90%								4,830円

(注1) 平均単価の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(注2) 平均単価の90%の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を切り捨てるものとする。

(注3) 丙地以外の地域については、総費用に地域区分の割合を乗じること。

(2) 新体系へ移行した際の1月間の平均単価を算定。

	新体系のサービス	単価	月	火	水	木	金	総費用
Aさん	生活介護	547単位						10,940円
Bさん	就労継続支援B型	460単位						18,400円
Cさん	就労継続支援B型	460単位						18,400円
合計			10人(延べ利用者数)					47,740円
平均単価(合計単位数÷延べ利用者数)								4,770円

(注1) 平均単価の算定に当たって、端数が生じる場合については、小数点以下第1位を四捨五入すること。

(注2) 丙地以外の地域については、事業ごとの総費用に地域区分の割合を乗じること。

(3) (1)により算出した額が(2)により算出した額を上回る場合について、(1)と(2)の差額に、当該月の延べ利用者数を乗じて得た金額を助成する。

4,830円((1)の旧体系における平均単価の90%) - 4,770円((2)の新体系における平均単価) = 60円

60円 × 10人(延べ利用者数) × 4週(1月4週の場合) = 2,400円 1月間の助成額

② 通所サービス利用促進事業

1 事業の目的

今般の制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動サービス事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

次のいずれかに該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合（外部の事業者へ送迎を委託する場合も含む。）であって、申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回（1回の送迎の利用者が一定程度以上である場合に限る。）以上であるものにつき、当該送迎に要する費用を助成する。

通所による生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者支援施設が行う場合も含む。）

旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は各入所施設の通所部

(3) 補助単価 1事業所あたり3,000千円以内

3 補助割合 1 / 2

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

利用者負担については、徴収は不可とする（ただし、生活介護を除き、燃料費に係る実費相当額については、徴収可）。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

2 新法への移行等のための緊急的な 経過措置

(1) 新法に移行するまでの経過的な支援

③ 小規模作業所緊急支援事業

1 事業の目的

個別給付（生活介護、就労継続支援等）や地域活動支援センターなど新たなサービスへの移行が直ちにできない小規模作業所が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（障害者団体への補助）

(2) 事業の内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階にあり、直ちに新たなサービスへの移行が困難である小規模作業所について、以下の要件を満たす場合に補助対象とする。

利用定員が概ね5名以上であり、原則として週4日以上利用できる小規模作業所

地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した小規模作業所

(3) 補助単価 1作業所あたり1,100千円以内

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

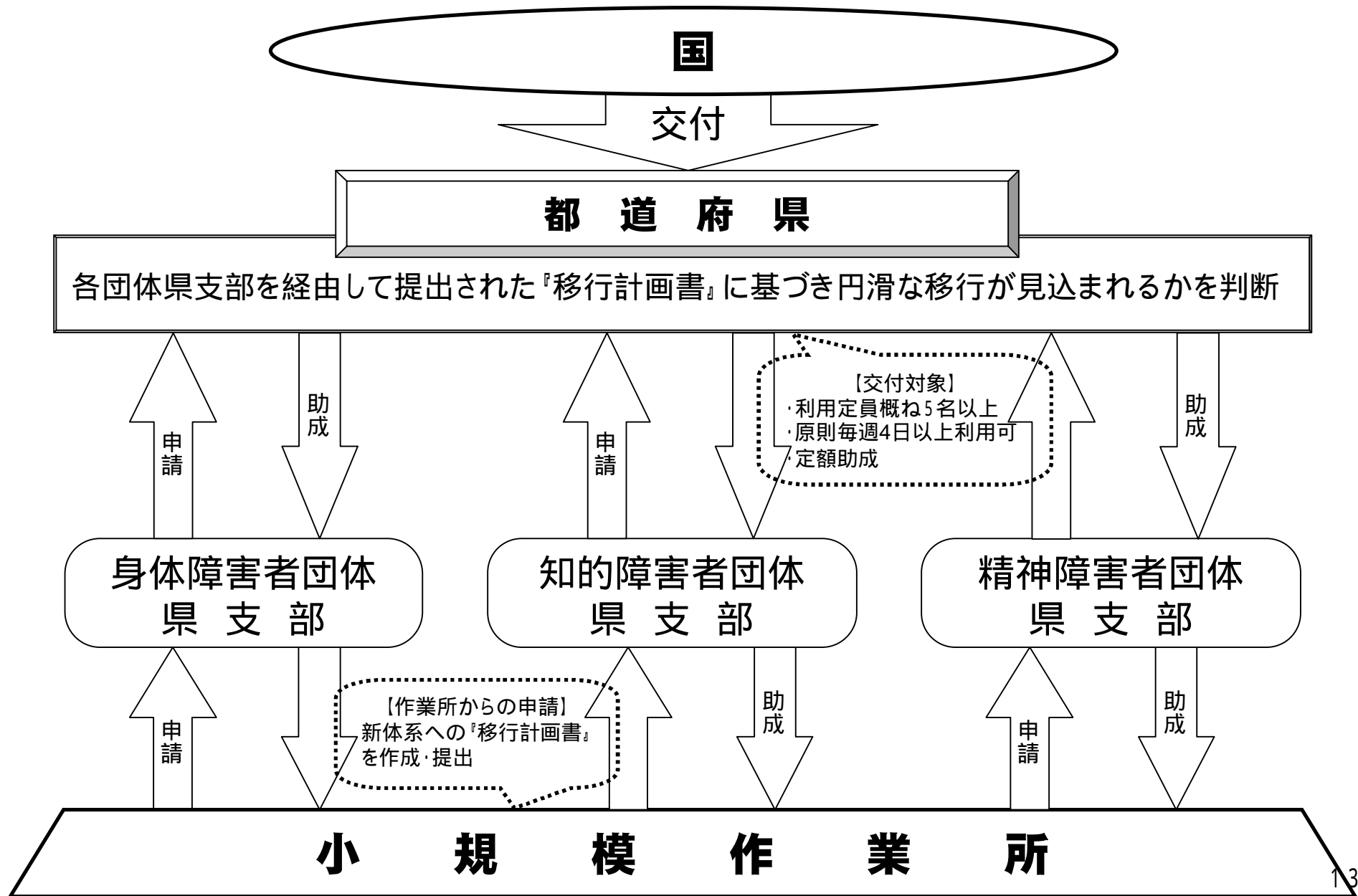
(1) 従来、民間団体を通じて国庫補助を行っていた小規模作業所に対する経過的な措置であることから、小規模作業所に精通した障害者団体を通じて協議・申請をさせる等の方法により実施すること。

(2) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。

(3) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとする。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

交付の仕組み（小規模作業所緊急移行支援事業）



④ デイサービス事業等緊急移行支援事業

1 事業の目的

新たなサービスへの移行が直ちにできないデイサービス事業及び精神障害者地域生活支援センター等が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として運営費を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階であり、直ちに新たなサービスへの移行が困難であるデイサービス事業所等が地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した場合に必要な運営費及び体制整備（補助員雇上費、備品等更新費、改修費等）に係る経費を助成する。

(3) 補助単価 **デイサービス緊急移行支援事業** 1事業所あたり1,500千円以内
精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業 1事業所あたり3,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

- (1) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。
 (2) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとする。

旧事業体系	地域生活支援事業	緊急移行支援事業	想定される事業
身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業	経過的デイサービス事業	デイサービス緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、自立訓練
精神障害者地域生活支援センター	経過的精神障害者地域生活支援センター事業	精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、相談支援事業

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

2 新法への移行等のための緊急的な 経過措置

(2) 新法への移行のための支援

⑤ 障害者自立支援基盤整備事業

1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要となる改修工事
居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
その他基盤整備対策に資する改修工事

【 増 築 】

生産事業等のための作業スペースの設置
新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
その他基盤整備対策に資する増築工事

(3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内

(ただし、【改修】の は、2,000千円以内、改修の は5,000千円以内)

3 補助割合 定額 (1 0 / 1 0)

4 実施年度 1 8 年度 ~ 2 0 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係 (施設整備担当)

⑥ 移行等支援事業

1 事業の目的

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所、デイサービス事業、精神障害者地域生活支援センター、その他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなど新たなサービスへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

(3) 補助単価 1 都道府県あたり 16,000 千円

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他

新たなサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。

また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業

1 事業の目的

新たなサービスへの円滑な移行に向けて、関連する各施策を強化するための各種の事業を、緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行、就労支援等をより一層推進することを目的とする。

2 事業の内容

地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。

- (1) 精神障害者退院促進強化事業 (別紙 1 のとおり)
- (2) グループホーム・ケアホーム整備推進事業 (別紙 2 のとおり)
- (3) 就労支援事業移行初期支援強化事業 (別紙 3 のとおり)
- (4) 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業 (別紙 4 のとおり)

⑦（別紙 1）精神障害者退院促進強化事業

1 事業の目的

いわゆる社会的入院者の退院促進を図ることは急務であり、従来より退院促進支援事業を実施してきたところであるが、こうした取り組みを各都道府県が全域的に展開していくためには、退院促進に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす退院促進に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図ることにより、退院促進支援事業の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

退院支援に関する専門家の養成研修

【対象者】都道府県職員等

【研修内容】長期入院者への支援に必要な知識・技術の習得、退院促進先進地区における実習 等
退院支援に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】市町村職員、地域住民等

【研修内容】精神障害者の特性の理解、元社会的入院者の体験談、病院見学 等

(3) 補助単価 研修企画：1 都道府県あたり 6 1 0 千円以内

研修実施：1 障害福祉圏域あたり 2, 0 0 0 千円以内

3 補助割合 定額 (1 0 / 1 0)

4 実施年度 1 8 年度 ~ 2 0 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 通所サービス係

⑦（別紙２）グループホーム・ケアホーム整備推進事業

1 事業の目的

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費（敷金・礼金）の負担を軽減し、障害者が地域で暮らせるように支援することを目的とする。

2 事業の内容

（１） 実施主体 都道府県

（２） 事業の内容

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

（３） 補助単価 入居者１人あたり１３３千円以内

3 補助割合 定額（１０／１０）

4 実施年度 １８年度～２０年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

⑦（別紙 3）就労支援事業移行初期支援強化事業

【障害者職場実習設備等整備事業】

1 事業の目的

職場実習は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を助成することとし、もって職場実習の受入先の確保を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

実施方法

職場実習を受け入れる予定の企業は、実習内容、これまでの実習の実績、職場実習派遣元事業所（施設）名、職場実習年間受入予定（可能）人数、及び当該受入に際し必要な備品等の購入に要する額等を都道府県に対し申請し、都道府県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、都道府県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効果的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

対象企業

就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）事業、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）から職場実習を継続的に受け入れる民間企業

(3) 補助単価 1企業あたり5,000千円以内

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

【就労支援ネットワーク構築事業】

1 事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び養護学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を助成することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

都道府県内の各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの構築のために開催した会議、情報共有化を目的としたホームページの構築、研修会等に要する費用を助成する。

なお、これらの事業を各ネットワーク内の幹事事業者に委託することも可能。

(3) 補助単価 1 障害福祉圏域あたり 1,000 千円以内

3 補助割合 定額(10 / 10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

2 新法への移行等のための緊急的な 経過措置

(3) 制度改革に伴う緊急的な支援

⑧ 相談支援体制整備特別支援事業

1 事業の目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

特別アドバイザー派遣事業

先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。

特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。

- ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
- ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的で丁寧な支援

（例） 小規模市町村が圏域単位で相談支援体制を共同で実施する場合のアドバイス

地域自立支援協議会に参加して、会議の持ち方や運営方法等について具体的にアドバイス等

- ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

ピアサポート強化事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

例えば、パソコン教室（障害者と同数程度の同一障害の当事者がサポート）を開催し、障害者が仲間づくりや地域に関わる手段を身につけることにより障害者の地域生活のきっかけづくりのための支援を行うために必要な設備整備等。

- (3) 補助単価 (2) : 1 都道府県あたり 2 年間で 1 4 , 0 0 0 千円以内
- (2) : 1 か所あたり 1 , 0 0 0 千円以内
- (2) : 1 障害福祉圏域あたり 1 , 9 5 0 千円以内

3 補助割合 定額 (1 0 / 1 0)

4 実施年度 1 8 年度 ~ 2 0 年度

5 事業担当課・係 障害福祉課 相談支援係

⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業

1 事業の目的

障害児を育てる保護者は、一般の子育てグループに入ると疎外感などを感じることから、子育てグループの利用を敬遠しているケースがあり、気軽に育児についての不安を打ち明ける場所がない。

そこで、市町村がこのような親の不安解消のための交流の場を整備し、気軽に利用できるような仕組みとすることで、障害児を抱える親の育児不安の軽減を図るとともに相談支援の充実を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（パンフレット作成検討会議については、都道府県等）

(2) 事業の内容

障害児を育てる親の相談支援充実のため、以下の事業等を実施する。

障害児を育てた子育ての先輩等との体験交流のスペースの整備及び遊具の設置

障害児療育支援のためのパンフレット作成に関する検討会議等

相談支援の場における障害早期発見のための療育器具の整備

(3) 補助単価 (2) : 1保健所管内あたり3,000千円以内

(2) 及び : 1保健所管内あたり1,500千円以内（都道府県実施の場合は全体で調整すること。）

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業

1 事業の目的

障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって障害者自立支援法に基づく障害者自立支援制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容

障害者自立支援法（児童福祉法等障害福祉関係各法の一部改正法を含む。）の施行に伴って必要となる都道府県又は市町村における以下の経費について助成を行う。

ア 障害者自立支援給付支払システム等の開発・改修等経費

イ 広報啓発経費

ウ その他一時的な事務処理に要する経費

(3) 補助単価 各都道府県毎に別に定める額

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他

都道府県は、19年10月稼働の国保連合会システムの構築に係る経費について、市町村の委託料の低減を図る等システム全体の安定的な運用を確保する観点から、地域の実情に応じて支援することができるものとする。

6 事業担当課室・係 企画課 自治体支援担当

⑪ 就労意欲促進事業

1 事業の目的

入所施設で工賃を得て働く者のうち一定の要件を満たすものに対し、これまでの食費負担等にも配慮した給付金を支給し、もって施設に入所する障害者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

平成18年度において入所施設（指定障害者支援施設及び入所に係る特定旧法指定施設（旧知的障害者通勤寮を除く。）をいう。）で生産活動に従事していた低所得者（所得区分が「低所得1」又は「低所得2」の者に限る。）に対し、更なる就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進する観点から、工賃額に応じた給付金を支給する。

(3) 補助単価 平成18年12月26日付事務連絡「就労意欲促進事業の取扱いについて」に従って算定された額

3 補助割合 1 / 2

4 実施年度 18年度（又は19年度）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 企画法令係

⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業

1 事業の目的

これまでに掲げた事業のほか、障害者自立支援法の施行に伴い緊急に対応する必要がある事業を実施する。

2 事業の内容

- (1) 事業者コスト対策 (別紙 1 のとおり)
- (2) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する激変緩和措置 (別紙 2 のとおり)
- (3) オストメイト (人工肛門・人工膀胱造設者) 対応トイレ設備緊急整備事業 (別紙 3 のとおり)
- (4) 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 (別紙 4 のとおり)

⑫（別紙 1）事業者コスト対策

1 事業の目的

障害者自立支援法の施行時に伴い、制度の移行期に特有の事由から、会計処理システムの改修や報酬等請求事務処理のための関連経費の増加等により各事業者のコストが著しく増加していることから、事業者コストの一部を助成することにより、円滑な障害者自立支援法の施行と各事業者の新体系への移行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

障害者自立支援法の施行に伴う制度の移行期に特有の事由から、会計処理システムの改良費や報酬等請求のための関連経費など、通常では発生しないコストの増加分を助成する。

<助成額の考え方>

助成する額としては、18年度中の制度移行期に発生した事業者コストの移行に伴う増加分であり、その中には、18年度の社会経済情勢の変化に伴うコストの増加分（原油高騰対策など）について含めることも可能とする。

(3) 補助単価 各都道府県毎に別に定める額

3 補助割合 定額（10 / 10）

4 実施年度 18年度（又は19年度）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

⑫（別紙 2）進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する 激変緩和措置

1 事業の目的

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者で引き続き「療養介護事業」の対象となる者については、他制度利用者に比べ、大幅な負担増となるケースがあることから、生活支援を行い、生活環境の大幅な変化を緩和することを目的とする

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者であって、かつ引き続き「療養介護事業」を利用している低所得1及び低所得2の者に対し給付を行う。

(3) 給付額

同事業は、あくまで激変緩和の観点から行うものであって、前年度に比して大幅な負担増を考慮の上、2年間に限り実施するものであること。

なお、給付額については、18年10月の「療養介護事業」利用者負担額から18年9月の利用者負担額の2倍の額を差し引いた額を目安とすること。

3 補助割合 1 / 2

4 実施年度 19年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 障害児支援係

⑫（別紙 3）オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応 トイレ設備緊急整備事業

1 事業の目的

地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレに、オストメイト対応トイレ設備を整備し、オストメイトの福祉向上を目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

オストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行う。

(3) 補助単価 1か所あたり500千円以内(工事費は除く)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他 オストメイトが頻繁に利用する公共施設等に整備するものとする。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 補装具給付係

⑫（別紙４）視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業

1 事業の目的

地域における障害者に対する情報バリアフリーを一層促進するため、自治体や関係機関に情報支援機器等を整備し、視覚障害者や聴覚障害者等への情報支援の充実を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県、市町村

(2) 事業の内容

視覚障害者や聴覚障害者等に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、自治体や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を行う。

(3) 補助単価 1 都道府県又は 1 市町村あたり 1,000 千円以内

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 18 年度 ~ 20 年度

5 その他

対象品目の例は以下のとおり。

点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置 等

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 情報支援係